

総務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事業名)	求める措置の具体的内容	具体的支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加調査対象団体及び当該団体等から寄せられた支援事項(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支援事例
1	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>国勢調査委託金・不足分を自治体交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査の執行経費に係る不足分を自治体交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査の執行経費に不足分を自治体交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査の執行経費に不足分を自治体交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p>	<p>平成27年度国勢調査では、最終の平成27年度、第4回半期分(12月交付)の追加交付金の取扱いが、地方交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査の執行経費に不足分を自治体交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査の執行経費に不足分を自治体交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査の執行経費に不足分を自治体交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p>	<p>追加交付金の取扱いの柔軟化</p> <p>追加交付金の取扱いの柔軟化</p> <p>追加交付金の取扱いの柔軟化</p> <p>追加交付金の取扱いの柔軟化</p>	地方自治法第171条	国勢調査	全国市長会	<p>国勢調査の執行経費に不足分を自治体交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査の執行経費に不足分を自治体交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査の執行経費に不足分を自治体交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査の執行経費に不足分を自治体交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p>	<p>平成27年度に行われる国勢調査において、国勢調査の執行経費に係る不足分を自治体交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査の執行経費に不足分を自治体交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査の執行経費に不足分を自治体交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査の執行経費に不足分を自治体交付金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p>	
11	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p>	<p>住民等と接する頻度の多い地方公共団体においては、各種庶務手続業務等を各現場で取扱うこととなり、現行では人事異動のたびに左記手続が必要となるが、会計職員を多く含む職員が毎年異動している現状において、本事業の実施により、事務の効率化を図ることができ、住民サービスの向上に寄与するものと考えられる。</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p>	<p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p>	地方自治法第171条	地方自治	今金町	<p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p>	<p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p> <p>地方自治法第171条第4項に規定する赤字手続の廃止</p>	
22	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>補助対象経費の拡大</p> <p>補助対象経費の拡大</p> <p>補助対象経費の拡大</p> <p>補助対象経費の拡大</p>	<p>本事業では、各団体の補助対象経費を、平成27年度から計画的に学校給食費及び学校給食費に拡大することにより、学校給食費の削減による経費削減の効果が期待される。また、学校給食費の削減による経費削減の効果が期待される。また、学校給食費の削減による経費削減の効果が期待される。また、学校給食費の削減による経費削減の効果が期待される。</p> <p>補助対象経費の拡大</p> <p>補助対象経費の拡大</p> <p>補助対象経費の拡大</p> <p>補助対象経費の拡大</p>	<p>補助対象経費の拡大</p> <p>補助対象経費の拡大</p> <p>補助対象経費の拡大</p> <p>補助対象経費の拡大</p>	地方自治法第171条	教育、文部科学省	高崎市	<p>補助対象経費の拡大</p> <p>補助対象経費の拡大</p> <p>補助対象経費の拡大</p> <p>補助対象経費の拡大</p>	<p>補助対象経費の拡大</p> <p>補助対象経費の拡大</p> <p>補助対象経費の拡大</p> <p>補助対象経費の拡大</p>	
32	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p> <p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p> <p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p> <p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p>	<p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p> <p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p> <p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p> <p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p>	<p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p> <p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p> <p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p> <p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p>	地方自治法第171条	総務省、財務省	東京都	<p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p> <p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p> <p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p> <p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p>	<p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p> <p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p> <p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p> <p>国勢調査システムによるデータ送信方法の見直し</p>	
70	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>法人への徴収・収納委託の拡大</p> <p>法人への徴収・収納委託の拡大</p> <p>法人への徴収・収納委託の拡大</p> <p>法人への徴収・収納委託の拡大</p>	<p>法人への徴収・収納委託の拡大</p> <p>法人への徴収・収納委託の拡大</p> <p>法人への徴収・収納委託の拡大</p> <p>法人への徴収・収納委託の拡大</p>	<p>法人への徴収・収納委託の拡大</p> <p>法人への徴収・収納委託の拡大</p> <p>法人への徴収・収納委託の拡大</p> <p>法人への徴収・収納委託の拡大</p>	地方自治法第158条第1項	総務省	静岡県	<p>法人への徴収・収納委託の拡大</p> <p>法人への徴収・収納委託の拡大</p> <p>法人への徴収・収納委託の拡大</p> <p>法人への徴収・収納委託の拡大</p>	<p>法人への徴収・収納委託の拡大</p> <p>法人への徴収・収納委託の拡大</p> <p>法人への徴収・収納委託の拡大</p> <p>法人への徴収・収納委託の拡大</p>	
77	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p>	<p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p>	<p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p>	地方自治法第171条	総務省、財務省、環境省	兵庫県、中国地方中継局	<p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p>	<p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p> <p>国勢調査委託金を国勢調査委託金に振り替える自治体交付金(国勢調査委託金)の取扱いの柔軟化</p>	

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		【徳島市】 主に請求書等の不足により生じた経費不足であるため、経費執行方法の検討だけでなく、次回の調査方法についても併せて検討していただきたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
当市では職員の人事異動のたびに、別途会計事務の委任を受けた税金出納員に委任させたことと前年度末限りで解任すること、個々の職 氏名等で印刷し告示してきたが、法第17条第4項の趣旨の意は別添した印刷用(複製用)を告示すればよいという理解でいい。また当市では、今回の回答を踏まえ、出納員の指定に係る事務の軽減を検討しているが、個々の職員を指名形式に切り替えることが法律上のハードルは1997年自治法改正を受け、個々の職員に地方公務員法第17条第1項の指名とは別に指名を出しているがこの事務手続きが非常に煩雑である。については、分任出納員を申し出る旨を口頭辞令や地方公務員法第17条第1項の指名と併せて1枚の辞令として発出することはない。				【全国市長会】 所管者からの回答が「現行規定により対応可能となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。」		
回答を受け、当市としては、既行制度の枠組みにおいて、国庫納付の免除の対象になるものと判断したため、今後施設の届分に向けて検討を進めた。		【八王子市】 財産処分手続は国により一定程度強化が図られているところですが、制度の運用にあたっては、重々の意味の事情を考慮し、国庫納付完了後10年未満の期間についても、事例ごとに国庫納付の必要性について協議が行えるよう、さらなる柔軟な対応をお願いしたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。なお、所管者からの回答が「現行制度上でも対応可能な場合がある」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
申告書データ等の地方公共団体への送達のカテゴリを申請処理の観点から納税者の送達時とした経緯は承知しているが、二重課税の恐れといった当初想定されていた支障が生じており、認知に正確を期すことが重要であることから、今回送達方法の見直しを求めているものである。送達方法については、例えば、現行のデータ送達はそのまま残しつつ、税務署で処理した後の適正なデータを送達送信することや、税務署で削除したデータを別途送信することなども考えられる。各府県の回答のとおり、地方の意向確認を早期に実施していただくことも、それを踏まえた異体間の検討がスムーズについてお示しいただき、提案の実現に向けて取り組んでいただきたい。なお、システムの見直しに当たっては、国税連携システムの開発・運用主体である一般社団法人地方税務電子化協議会だけでなく、地方公共団体が主催する検討会を開催して意見を聞き、地方公共団体の事務処理に支障をきたさないような見直しを行っていただきたい。		【神奈川県】 神奈川県としては、課税の事務処理をできる限り迅速に行う必要があるため、e-Taxで提出された申告書データを地方団体に送達するカテゴリは現行どおりとさせていただきたい。 また、個人事業家の課税事務を迅速に行うため、地方団体に送達される申告書データに次の情報を連携するよう求める。 →Taxで提出された申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合における当該納税情報 ※本事業の主旨は「税務署で処理した後にデータ連携」することではなく、申告書データと同様に、「削除された」と及び「他の税務署に移送処理した」などの税務署処理後のデータを別途提供することであり、これについては他の地方公共団体も同様ではないと考える。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、データ連携の遅れが生じることは、留意されたい。		
貸付金の償還回収業務の効率化を図るため、返済利息についても元利償還金と同様、「収納」だけでなく、「徴収」まで個人に責任を可とする対応をしていただきたい。 また、可能な限り検討に向けた今後のスケジュールについてお示しいただき、検討状況についても随時情報提供いただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
「地方自治法や地方自治法施行法等では、自治体の状況を踏まえ、予定価格の事前公表や最低制限価格の設定が認められているが、国の業務標準を都道府県が執行責任を受けて実施する場合、都道府県が執行主体であるにも関わらず、国の会計法に則らなければならないことで、事務費の増加や工事費の増れ、同一発注機関であるにも関わらず、取扱いが違うことで、入札業者の混乱が生じることが危惧される。 「国の業務標準を都道府県が執行責任を受けて実施する場合、あくまで執行主体は都道府県である」と、地方自治法や地方自治法施行法等に則った取扱いとすべきではない。						

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
定年退職者の雇用義務をどの地方公共団体が負うべきものかが不明な点となることが、地方公務員法第28条の第1項には、地方公共団体の場合の定年退職者を総合して雇用する旨が規定されており、総合を指し示す地方公共団体の範囲を定年退職者の雇用義務を再任用で定める規定がある。今回の事例と同様の内容で解決できないかと考えている。				【全国市長会】 所管府県からの回答が「在任付職員制度で対応可能」となっているが、事業関係について提案団体の高率で十分確認を行うべきである。	○ 自治体が全ての地方公務員に対して再任用の義務を負う制度は雇用と年金の接続の観点から実現が困難というのであれば、例えば、地方公務員法28条の6の趣旨に係る特例も参考とし、自治体間で「再任用」に関する規定を締結するよう機会に検討した上で、自治体の退職者を再任用で雇用する制度を検討すべきではないか。	
平成27年の提案は、圏域内に中核市を有しない地域における実態を踏まえた案件緩和を求める内容であり、それを受けた措置(連綿中核都市の特例の創設(調整都市)が講じられたものと認識している。 第31次地方制度調査委員会(平成28年3月16日)には、三大都市圏における広域連携等による行政サービスの提供に係る基本的な認識として「特に、郊外部においては、生産年齢人口の減少や高齢化に伴う行政サービス提供の確保が重要であること、中核市が果たすべき役割を明確にすること、また、指定都市市長会・中核市長会・全国自治体行政事務市長会の三市長会からの地方自治体及び地方公共団体に向けた提言書(平成28年3月16日)」に「圏域中核都市圏構想」に關し、「関係市の対象外とされている三大都市圏内に所在する都市においても、少子高齢化や社会資本老朽化への対応など切実な課題があり、各都市が圏域構想に向けた近距離都市圏と連携し課題を克服、圏域全体で活性化を図っていく必要があることも考え、支援を強化すること、なおある中で、当該調査等に基づく対応が見えないため、このことに対する改善策を実行したものの取り扱い、特に三大都市圏に適用されている措置を維持し、三大都市圏を対象とする本件については平成27年度の提案とは内容が異なるものと認識しており、検討をいただきたい。		【全国市長会】 平成27年の提案は、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経営を高度化して一定の水準を確保する中で、連綿中核都市として位置づけられるように求めたもので、そのことへの対応として、調整市の一次回答のとおり措置が講じられたものである。 今回の提案は、第31次地方制度調査委員会(平成28年3月16日)の三大都市圏における広域連携等による行政サービスの提供に係る基本的な認識として「特に、郊外部においては、生産年齢人口の減少や高齢化に伴う行政サービス提供の確保が重要であること、中核市が果たすべき役割を明確にすること、また、指定都市市長会・中核市長会・全国自治体行政事務市長会の三市長会からの地方自治体及び地方公共団体に向けた提言書(平成28年3月16日)」に「圏域中核都市圏構想」に關し、「関係市の対象外とされている三大都市圏内に所在する都市においても、少子高齢化や社会資本老朽化への対応など切実な課題があり、各都市が圏域構想に向けた近距離都市圏と連携し課題を克服、圏域全体で活性化を図っていく必要があることも考え、支援を強化すること、なおある中で、当該調査等に基づく対応が見えないため、このことに対する改善策を実行したものの取り扱い、特に三大都市圏に適用されている措置を維持し、三大都市圏を対象とする本件については平成27年度の提案とは内容が異なるものと認識しており、検討をいただきたい。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。			
「概ねまでの手続において第三者の利益が全く入らない」という点については、他の審査請求についても同じことがいえるものであり、不備申立制度の一般法である行政不服審査法がそれを担保するための行政訴訟という道が開かれていることを前提に不服審査の迅速化、簡素化を促したのであれば、総則に關する事項に關する審査請求に關して同様に迅速化の措置が採れるべきである。審査請求についてまで当然として議決への前段階を必須とすることは、住民から提出される地方自治法、行政不服審査法、情報公開法、個人情報保護法等に關して不備申立てと並行して処理する現場・窓口である地方公共団体にとっては、その制度的な均衡や取扱いが異なることの理解を促しきれない。 対し、制度的な判断が容易で確信判断が全く入る余地のない審査請求と、実質的な確信判断が必要となる審査請求との区別を、必ずしも明確にできるわけではないという点については、制度は行政不服審査法4条及び6条の規定であり、明らかに制度的な取扱い等で確信判断が全く入る余地のない場合だけを法定で限定列挙するのではなく、手続の正確性、公平性、審判の迅速化という地方自治法上の目的を維持できるものと思われる。 総論におかれては、地方自治法に基づく(不服審査制度)についても、可能な限りの慎重を確保しながら、住民やその対応現場である地方公共団体のために少しでも手続の簡素化・迅速化を図ることができると期待したい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
本提案の趣旨は、定款で細かな資産区分を定めなければならないために発生する煩雑な手続を簡便化を図るものであるが、その支拂いは自治体の財政として従来の定款の文言追加等を併用したところである。 提案の趣旨を踏まえ、手続を簡便化に關して以下の観点から再度検討願いたい。 ●法定4条の6に基づき(出資等に係る不審財産)及び法定4条の7に基づき(兼用で定める重要な財産)に当たらない出資財産の処分に係る定款案の議決は、当該資産処分案に行ってもであり、事實上、議決に判断の余地がない(仮に否決された場合、定款と実態に不一致が生ずることなし)。 なお、「出資等に係る不審財産」及び「兼用で定める重要な財産」は、処分時に議決を経ることによって判断される、その後の定款案の議決、議決に判断の余地がなく、簡便化しており、当該財産に当たらない出資財産の処分に關しては、より柔軟な取扱いが可能とすべきではない。 ●地方独立行政法人の定款においては、地方公共団体がどのような資産を出資したのか明らかにし、透明性を確保するための列挙をべき、として列挙のみに資産を列挙し、定款の一部とするようにしたいところである。 しかしながら、同様の趣旨を持つ国の独立行政法人では、個別法において資産を列挙している例は見られない。 対し、地方自治法に地方公共団体が出資し、定款に資産について記載することとされている土地開発公社においても、定款に資産を列挙している例は見られないため、このように定款に資産を列挙すること他の類似法令との均衡を欠いており、廃止すべきではない。				【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		
本提案案のような、住宅を適用して宿泊サービスの提供を行う「長住」については、別途、関係省庁間での検討を進めているとのことなので、迅速な検討をお願いする。				【全国知事会】 宿泊サービスの制度設計に係る議論と併せて、適切な消防設備の設置基準についても検討を行うことを求める。 【全国市長会】 施設の種類に本案内不特定多数の人が宿泊する施設であり、消防用設備の規制緩和には留意が必要。		
個別の事務権限の主体について規定しているものではないとのことだが、道路の規制表示補修(連綿)のみについて、報道関係者委員との協議が見え、道路管理者が適切に補修を実施することに対し、地方財政法第28条の6の趣旨を踏まえて対応するものではないか。				【全国知事会】 適切な交通規制を実施するためには、道路標示の設置及び管理を一体として行うことが適切である。 【全国市長会】 施設の種類については、提案団体の意見を十分に尊重された。 なお、提案のとおり、希望する市が実施できるようにするとともに、予算措置等の対応を行うこと。		
最高裁判例にて、「経費の負担区分が定められている事項について、地方公共団体相互で経費の負担区分を担うことは、地方財政法二八条の二に違反する」とのよう判例が出ており、提案内容のとおり、道路管理が自治体間の規制標示の管理を行えるようにするためには、地方財政法第28条の2に係る検討が必要と考える。				【全国知事会】 適切な交通規制を実施するためには、道路標示の設置及び管理を一体として行うことが適切である。 【全国市長会】 禁止事項については、提案団体の意見を十分に尊重された。 なお、提案のとおり、希望する市が実施できるようにするとともに、予算措置等の対応を行うこと。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>真者からの前案について、</p> <p>① 広域連合の全構成団体の議決証明を提出することにより、適法な手続に基づく申請の承認は可能であること</p> <p>② 総務省との事前協議で法令に基づき国の関係行政機関の長の権限に属さないことが示された場合には、両府省第2条の規定に基づき国の関係行政機関の長の協議を行う必要はないこと</p> <p>③ ②の協議により、当該事務が自治事務に属するとなれば、地方自治法245条の3第5項により、国の行政機関の許可、認可又は承認以外の方法によってその権限の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、許可等の国の関与がでないこととなること</p> <p>以上の3点から、国の関係行政機関の長の権限に属さないことが明らか自治事務については総務大臣の許可及び総務大臣と国の関係行政機関の長との協議は不要であり、届出で足りると考える。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		
<p>① 広域連合の全構成団体の議決証明を提出することにより、適法な手続に基づく申請の承認は可能であること</p> <p>② 総務省との事前協議で法令に基づき国の関係行政機関の長の権限に属さないことが示された場合には、両府省第2条の規定に基づき国の関係行政機関の長の協議を行う必要はないこと</p> <p>③ ②の協議により、当該事務が自治事務に属するとなれば、地方自治法245条の3第5項により、国の行政機関の許可、認可又は承認以外の方法によってその権限の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、許可等の国の関与がでないこととなること</p> <p>以上の3点から、国の関係行政機関の長の権限に属さないことが明らか自治事務については総務大臣の許可及び総務大臣と国の関係行政機関の長との協議は不要であり、届出で足りると考える。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		
<p>今回の提案の趣旨は、広域連合が国に移譲を申請することができる事務の範囲の見直しのみならず、広域連合が国に移譲の申請を行う際には、地方自治法245条の1の2が「条例」による事務処理特例の制度と同様に、国は適やかに協議に応じるべきことを求めるものである。現行制度では、広域連合は国への申請がなされることから、国に移譲を求める申請は広域連合が現在持っている事務と密接に関連するものに限られることから、国への要請権が実質的に行使できない。また、条例にあつて、「条例による事務処理特例の制度」とは異なり国との協議が義務付けられないことも要請権の行使を阻害する要因の一つとなっている。</p>						
<p>選挙の競争性については、公正の確保や不正の防止を担保することは大前提であるが、高齢化社会の急激な進展に伴い選挙権者数も年々増加しており、選挙人やその家族等から郵便による不在者投票の対象者の範囲の拡大についての要望が多数寄せられていること及び投票の意思があっても投票所まで同行する介助者がいないなど、自ら投票に行かない選挙人の選挙権行使の確保が重要である。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の趣意を十分に尊重されたい。</p>		
<p>公法第3条の基本理念では、「公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全給について不平等の発生し、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より質の高い公共サービスを提供する」旨が述べられている。このため、本市内で民間事業者が特定業務を行うのであれば、本市が特定業務を行うことは基本理念と矛盾するものではない。しかし、現実には本市内で民間事業者による業務が行われていないため、市民は特例的にも経路から多様な業務を求められており、国との前案における「公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って」とは明かである。国民の立場に立って物事を考えれば、公共サービスの提供を受ける機会を、ある程度平等に保つことが必要であり、決定する場合は自治体が特定業務を実施できるように、公法の一部を提案する。</p>				<p>【全国市長会】 登記事項証明書の交付事務に係る国と地方の役割分担を踏まえた検討が必要である。</p>		
<p>総務省より通知は発出済みであるが、例えば「戸籍の届出」1戸籍の各届出の受付に関する業務-届出人の確認、届出書の記載事項及び届付書類の確認は、通知では民間事業者の取扱いが可能な業務とされているものの、現場での判断が伴うことにより、取扱いが困難であるとされている。現場の実態に即した委託範囲を自治体に提示する必要があり、総務省は、各担当者の理解、働きかけ及び自治体等、その中立的な役割を担うべきである。平成27年6月4日「市町村の出発所」連絡所等における窓口業務に関する意見照会入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な範囲等について(平成27年6月4日総務省公共サービス政策推進室)において、民間事業者の取扱いが可能な業務が明示されている。しかし、例えば「戸籍の届出」1戸籍の各届出の受付に関する業務-届出人の確認、届出書の記載事項及び届付書類の確認は、民間事業者の取扱いが可能な業務とされているものの、現場での判断が伴うことにより、取扱いが困難であるとされている。このため法務省は、現場の実態に即した委託範囲を自治体に提示する必要がある。また、法務省の第1次回答と併せて「戸籍事務の窓口業務の民間委託を実施する限り、実際は業務の大部分を民間事業者が担い、国等が業務の一部を担うこととなる。公権力の行使とみなされている業務のうち支障事例にある確認等の業務は、民間の受付業務と大きく異なることは考えられないため、法務省は、民間事業者で対応可能な業務とする措置や業務改善を講ずるべきである。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
労働者を指揮命令等するには、現行の法令解釈上、直接雇用や労働者派遣による業務運営とならざるに於いても認識している。労働者派遣といった手法を採用しながら委託につなげたとしても、従事者の存在はできないという認識はない。 さらに労働者派遣は臨時的・短期的雇用であり、民間委託等は活用した継続的、持続的な業務運営やサービス基本法で定める形での雇用の推進にはなっていない。 したがって、厚生労働省は、特に公共サービス分野といった民間企業の人材が未開拓の分野に対して、自治体職員と並行して業務等の迅速な意思伝達が可能となる、「偽被職員」にあたりない委託の積極的推進を求めると考えられる。 窓口業務には正確性と迅速性が求められるとともに、適切な判断の下での大量反復処理が必要である。また、窓口業務の委託により、民間のノウハウを活用することでサービス向上につながる必要もある。 一方、ノウハウの蓄積が求められる上、より正しい専門性が求められる場合には、自治体側と事業者間で適切な判断が求められる場合が生じる。 従って、サービス利用者(住民)の立場に立ちながら、自治体職員と受託者が迅速な意思伝達が行われる、窓口業務等の仕組みの構築が必要である。「提供側(受託者)と受託者(自治体)の間にも届けられている「窓口業務の迅速な民間委託」を効果的効率的に進めるため、改めて関係府県で協議した。自治体側(受託者)の導入を促す必要はない。 なお、戸籍・住民基本台帳等の窓口業務は専門性が高く、従事者が安定しない労働者派遣では、対応が困難である。		【柏市】 平成27年6月に打ち出された骨太の方針2015では、「市町村等でも取組が進んでいない、窓口業務などの専門性は高いが受託的な業務について、従来の協力、大規模な民間委託を拡大する」と言及し、今後の窓口サービスの委託化推進を明確に打ち出している。 更に、地方交付税の増進を踏まえて、トップランナー方式の導入により、民間委託等の業務改革の推進が一層加速する状況の中、日本公共サービス研究会の幹事市を務め、先進自治体として窓口業務の外部化を進めている足立区で実施した偽被職員の問題は、等号の自治体で窓口の偽被職員の導入を進めようとして、ほかの自治体から批判も受けつつある。 本市においても、窓口の外部化を進めようとして、偽被職員導入の観点から、受託者側の労働費との相違に類似し、償還に不安を感じる。性的な業務や事務の推進を阻害している。これにより、窓口における一連の業務の連続性が損なわれる可能性及びサービスの低下による可能性を懸念している。 種々なケースが顕在化する窓口業務において、作業手順の説明や指導命令と提供される状況では、発注者、受託者にとっても非常に疲弊の悪いものとなっており、結果、目の前待つ市役所によって再発を防止し、想定される事例を以って検証を行っていただきたい。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		
指定NPO法人については、より手厚い規制緩和の対象となる認定NPO法人の要件ともなることから、慎重な手続が求められることは認識している。 しかし、指定NPO法人の名称・所在地等の取扱いについては、議会の議決を経る必要も地方自治法に委任することで地方団体の意思を明確にできるのではないかと考えあり、改めて検討をお願いしたい。		【神奈川県】 総務省の調査では、銀行ごとの運用を考えているようだが、神奈川県では、NPO法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方自治法37条の第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への諮問を行っていることから、適切に運用されていると考えられる。 現状では、法人の志たる事務所の住所変更又は条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、議決は本業、政策的議論を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めることはなじまないと考えるところから、最低限これらについては、改善を求める。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
県の回答では銀行ごとの運用を考えているようだが、本県では、NPO法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方自治法37条の第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への諮問を行っていることから、適切に運用されていると考えられる。 現状では、法人の志たる事務所の住所変更又は条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、議決は本業、政策的議論を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めることはなじまないと考えるところから、最低限これらについては、改善を求める。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
厚生労働省、内閣府、総務省からの一次回答では、特定個人情報等の必要性や事務の効率性の観点で、本件については、従来法第37条の第1項の趣旨において、従来の個人情報を活用するため必要であるとの回答であった。 しかし、今回重要視している個人情報37条の2に「その登録情報提供申請の記録事項については、同法旅行規則第20の3に示されているが、その記録事項に記録の加入状況は、明確な記録事項にない限り、今回重要視している個人情報37条の1項に規定する必要な記録加入状況の確認については、申請時に関係機関等へ記録の提供を求め確認している」とある。 従って、法39条第1項の必要とする記録の加入状況は関係機関で把握することから、申請を受理する段階では、個人番号等出で関係の加入状況確認しない情報であり、そのために個人番号等を求めることは、マイナンバー法の主旨に反して、不必要な情報入手の観点から、改めて特定個人情報等の提供を求めるとなるため、引き続き法37条の2の申請における個人番号記載を求めないことを強く求める。				【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		
各府県からの回答にあるとおり、住民基本台帳ネットワークシステムにより住所情報提供等に関する方法として、居住地の変更等の住所変更が認められていない。他府県における実務事例にもあり住民基本台帳系を配する方方法による実務の解決は、自治体の現状等に即しておらず、費用の面からも現実的でない。 総務省の指導の上及び住民基本台帳ネットワークシステムの運用の効率化の観点から、住民基本台帳の追加配属に係らない形の情報提供が求められており、情報セキュリティを担保した上で、情報提供ネットワーク上の制約を解消すべきである。		【静岡県】 静岡県では、住民基本台帳ネットワークシステムの利用について、安芸市に設置しているためであり、業務フローの見直しによって運用を行う方針であるため、住民基本台帳系の増設は予定しておらず、他業務で使用している既存の住民基本台帳系を利用している。結果、他業務系までの移動の手配と検索結果データの運用のスキルの課題が解消される。また、他業務系と共有で住民基本台帳系を利用することの困難や、業務受給者証更新時期は多くの期間に窓口で対応しているため、患者情報を必要とする関係機関において住民基本台帳系で検索を行うことは難しいと考える。		【全国市長会】 県民が負担することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。		

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加賛同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>対象者の利便性向上のため、住所情報を含む基本ネットワークシステム(以下、「住基ネット」といふ)を通じて取得することは可能だが、住基ネットを利用するための専断権限の申請書交付事務を行う各健康福祉センターに配備されているため、住基ネットを利用するためには構築が確保され、並進し出す必要があり、そのため、現状では情報連携が不十分と答えている。また、各健康福祉センターへ住基ネット端末を配備するための追加的な予算措置を要するため、費用の観点から実現が難しいという見解。</p> <p>以上から、対象者の利便性の向上と行政事務の効率化の双方を同時に達成するためには、住基ネットの追加導入に代わって情報連携が求められており、情報セキュリティを担保した上で、制度上の制約を解消すべきである。</p>		<p>【静岡県】 静岡県では、住基ネットの利用について、変更と増設という形をとるのではなく、業務フローの見直しによって運用を行う方針であるため、住基ネット端末の増設は予定しておらず、他業種で使用している既存の住基ネット端末を利用する。</p> <p>その結果、他部署端末までの移動の手間と検索結果データの遅延のリスクの課題が挙げられる。また、他業種と共用で住基ネット端末を利用することで煩雑で、難易度が高い更新時期は多くの時間を費やすことになり、費用についても考慮して、患者情報を必要とする業務において住基ネット端末で検索を行うことは難しいと答える。</p>		<p>【全国市長会】 県民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>		
<p>本制度は法律や国の基準に基づいたものであり、全国一律の対応が必要である。</p> <p>申請者が提出すべき資料のうち生活保護等の生活保護の給付を証明する必要がある以上、マイナンバー制度による情報連携の対象外となる場合、生活保護受給者のみが対象、生活保護受給者であることを証明する必要があるため、申請者の負担が他の申請者より大きく、住基ネットシステムにない不平等である。</p> <p>また、経済的に困難な家庭環境にある子どもたちへの就学支援の充実の観点からも対応が必要であり、費用面にも検討が必要である。</p> <p>なお、本件については、文部科学省とも調整の上、対応願いたい。</p>		<p>【北海道】 北海道では、当該対象に係るマイナンバー制度における情報連携(情報提供)を平成30年4月から開始する予定していたため、開始までに所要の措置を講じるよう要する。</p>		<p>【全国市長会】 県民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、文部科学省から、提案の実現に向けて、関係府県と相談しながら対応について検討していただくとの趣旨の発言があったところであり、文部科学省において本案件を検討いただくこと。</p>	
<p>府民の不公平感を是正する意味から214,000円を超える収入階層の世帯について情報連携の利用が可能であることについて、本府から個人情報保護委員会に対して照会を行った結果、当該世帯については個人情報提供が認められず、生活保護受給者のみが対象、生活保護受給者であることを証明する必要があるため、申請者の負担が他の申請者より大きく、住基ネットシステムにない不平等である。</p> <p>また、経済的に困難な家庭環境にある子どもたちへの就学支援の充実の観点からも対応が必要であり、費用面にも検討が必要である。</p> <p>なお、本件については、文部科学省とも調整の上、対応願いたい。</p>				<p>【全国市長会】 県民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の給付、目的に合致するか密かの判断にかかっており、収入の上限のみ判断基準があるわけではなかった。おっしゃる公営住宅の給付に関する点については、今後また地方公共団体と相談しながら考えたいとの趣旨の発言があったところである。このため、提案団体が希望している収入階層を分けて対象者と指定できるものについて、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定職業に就いていない対象者、上記の収入に該当する部分が生じる可能性があり、差別的に整理すれば、結果的に一連の階層全てが対象になり得るとともに、個人情報保護委員会が示している収入A(独自利用事務と準ずる法定事務は1対1対応してはならない)には該当しない、その趣旨の発言があったところである。これを踏まえ、本提案の実現に向けて、提案団体の希望している収入階層を、公営住宅に準ずる対象者とするか、それとも特定職業に就いていない対象者とするかのいずれかについて、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。</p> <p>○ 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を開始するための提案団体の意向確認に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始される平成29年7月に関合うよう、個人情報保護委員会において早急に検討いただくこと。</p>	
<p>独自利用として行う事業が、法定事務である高等学校等就学支援金の上乗せ事業であり、特に独自事業である生活保護世帯には早くも補助する制度となっており、生活保護の支給状況を把握することが必須になっているため、支給資格申請までである生活保護世帯の認定申請における利便性を高め、事務の省力化を進めるため、利用可能な情報を拡大することが必要と考えます。</p> <p>また、全国すべての都道府県で実施している給付が創設した「奨学のための給付金」は、非課税世帯と生活保護世帯で支給額に差を付けており、国の給付申請書の提出書類として生活保護世帯については生活保護受給証明書の提出を求めているため、生活保護関係情報を入力することは必須である。非課税世帯については送付書類は不要であるが、生活保護関係については生活保護受給証明書の提出を求めていることは、制度の趣旨を考えると難しいため、子ども控除対象として実施する「奨学のための給付金」において必要な生活保護情報についても、情報連携の対象として認めべきであると考えています。</p> <p>なお、法定事務である高等学校等就学支援金事業においても、生活保護受給証明書を課税世帯の控除として「使用することができるとされておりますが、生活保護関係情報を入力することができれば、市町村長所得情報を用いる場合と比較して事務を効率的に処理できると考えられるため、情報連携の対象として認めるべきであると考えます。</p>				<p>【全国市長会】 県民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 上乗せ補助事務である奨学給付金の種の補助金額及び法定事務である高等学校等就学支援金事業の別の補助金額で構成されている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である課税世帯を把握する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方知事関係情報、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、既に生活保護で認められている情報の範囲内で対応を求めている趣旨の趣旨、適用について、個人情報保護の観点から認識を正さない範囲で検討する方向で、関係府県において地方公共団体の意向を確認し早急に検討いただくこと。</p>	
<p>本県は、「(公財)高専岐阜高等学校教育振興会に事業を移管・委託しており、マイナンバー情報の利用等ができない。</p> <p>そもそも、当該振興会法人(地法)日本学生支援機構(旧日本振興会)から都道府県に移管された経緯を踏まえれば、当該機構がマイナンバー情報を利用できる一方で、「(公財)高専岐阜高等学校教育振興会」のような都道府県から高等学校を移管・委託された公益財団法人が利用等できないのは法制上の不備である。そのため、本県は番号法別表第1及び別表第2に当該事業及び公益財団法人を追加することを提案している。</p> <p>その対応が急務であるとしても、移管先において、マイナンバー取得規程を定め、それに基いて作業を行うこととし、個人番号を取り扱う者も地方公務員としての身分を有し、同様の制約が課せられる場合は、実質的に責任を負う場合と同様であり、情報管理上の問題がないと考えられることから、マイナンバー法第9条第2項等について、事務の移管・委託をした場合でも移管先等で個人番号の利用及び情報連携ができるよう法定をお願いしたい。</p> <p>なお、法定正にあっては、公益財団法人をマイナンバー情報利用者として位置付ける必要があるが、「高等学校の設置等に関する法律」において地方公共団体から事務移管・委託を受けた公益財団法人」と規定することによって可能であると考えます。</p>				<p>【全国市長会】 県民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法定事務として扱う場合と、独自利用事務として扱う場合の双方があり得るが、当該事務の所管府庁と情報提供する事務の所管府庁の異なる場合は、制度変更ということになり得るものの趣旨の発言があったところである。このため、どのような制度変更が必要となるかについて関係府県において早急に検討いただくこと。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、情報連携の主体は法律に規定されている法人とされており、法律によって一般に公益財団法人を指すかという点については制度変更を検討が必要との趣旨の発言があったところである。しかしながら、公益財団法人に関する公法は法律で定められているため、主として法律で定められている。また、公益財団法人について一般的にはなく、条件を付けて規定している規定も数多くあり得るのではないか。</p> <p>これらの点について、関係府県において早急に検討いただくこと。</p>	

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>【療育手帳について】</p> <p>平成28年3月8日の「障害保健福祉部長官会議議案資料」において、「療育手帳に関する情報連携推進の取組を進めよう。現在、関係府庁が協議しているところである。その検討状況については通って連絡する」とある。</p> <p>地方公共団体や情報提供ネットワークシステム構築期間等を考慮すると今年中には協議を済ませれば、平成29年7月のマイナンバーの情報連携開始に合わせなくなるため、早急に、事務を所管する厚生労働省と番税法を所管する内閣府において協議を行い、地方自治体が実際に基づき独自利用業務とした療育手帳に関する情報について、情報連携の対象としていただきたい。</p> <p>【外国人保護について】</p> <p>法律に根拠を持たない外国人保護関係情報については、法律に根拠を持つ生活保護関係情報と同様に様々な社会保護、税制度において幅広く利用されている重要な情報の一つと考えられている。</p> <p>特に法律に根拠を持たない療育手帳に関する情報については、上述のとおり、現在、関係府庁と協議しているところと承知している。</p> <p>外国人保護関係情報についても、事務を所管する厚生労働省として情報連携の必要性を認識し、早急に関係府庁と調整のうえ、条例に基づき独自利用業務とした地方公共団体については情報連携の対象としていただきたい。</p>		<p>【千葉県】</p> <p>一次調整は、規制緩和の可否に関するものではないため、関係府庁との調整のうえ、異なる回答を承知していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見が十分に尊重された。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律に根拠がある事務を情報連携の対象とすることが必要であるが、例外として各自自治体の条例で位置付けられた事例については情報連携の対象に加えていくことは引き続きの検討の対象であったことである。このため、法律に根拠を持たない事項については、マイナンバー法に位置付けて情報連携の対象とする方策について、内閣府において早急に検討いただきたい。</p> <p>○ 療育手帳関係情報については、マイナンバー法の規定を根拠として、主務省を早急に連携すべきでない。</p> <p>また、事務処理上の必要性や法定事項に近い事務であることを考慮すると、外国人生活保護関係情報については情報連携を可能とするよう検討すべきではないが、そのために必要となる制度改正を検討すべきではない。</p> <p>これらの点について関係府庁において早急に検討いただきたい。</p>	
<p>公営住宅法第47条により、入居者の決定、開除の要領、地位継承などの権限が管理代行者に移っており、管理代行者の責任において、ワンストップで対応されている。</p> <p>マイナンバーの導入より管理代行者は、これらの業務において、審判に必要な情報を、地方公共団体から提供を受けたうえで行う必要がある。</p> <p>入居者サービス向上や行政の効率化等の観点に立てて、管理代行者が情報連携を行うことが出来る環境を整備する必要があるが、管理代行者が請求主となり権利を主張する場合は、代行する期限が定められていることから不合理であると考え、自治体中間サーバープラットフォームが利用出来るよう検討していただきたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見が十分に尊重された。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構の判断となり、総務省に連携する必要はないとの趣旨の発言があった。これを受けて、中間サーバーの利用の可否は地方公共団体情報システム機構が判断する事項であることを地方公共団体向けに明確に示すべきではないが、また、これまで総務省から示されているように、管理代行者は地方公共団体とは別の団体であるためマイナンバー制度による情報連携を利用する場合には独自で中間サーバーを設置する必要がある。これらの点について、総務省において早急に検討いただきたい。</p>	
<p>当該業務について市町村長税務所得割額を基準とすることについては、引き続き、関係府庁との協議を行っていただきたい。</p> <p>なお、精神保健福祉法に基づく措置入院患者の費用徴収事例は、地方自治体情報について情報連携とするとは異なるため、地方公共団体向け情報連携の導入が「ドライ」(平成25年9月)第2次案(注)②において、システムを利用することができ、「番税法第22条に規定している情報連携ネットワークシステムを利用することができ、組みあわせについては、現在の地方税法上の守秘義務の運用を踏まえ、利用事務の規程法において、本人が行政機関に対して報告を行う業務が規定されており、本人によってはその行政機関に情報が伝わることを勧告として保護される位置づけがないと解される場合」とある。</p> <p>即ち、番税法第22条の二三の項に規定している費用徴収事務と地方自治体情報を組みあわせについても、上記のように整理されていると考え、情報連携できるようにしていただきたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の方向性について、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、今後指定都市とその他の市町村で適用される市町村長税務所得割の税率が異なることへの配慮が必要である。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、当該事務の産産を市町村長税務所得にできないかという点については、関係府庁との協議の上で、必要な制度改正の検討を行っていくとの趣旨の発言があったことである。厚生労働省において早急に検討いただきたい。</p> <p>○ 精神保健福祉法による措置入院患者の費用徴収業務については、マイナンバー法に根拠規定が定められていることから、主務省を早急に連携すべきではない。</p> <p>なお、第1次ヒアリングにおいて、関係府庁から、地方自治体情報について情報連携を利用するためには、本人の申出に基づく事務であること、または、利用事務の規程法において、本人が行政機関に対して報告を行う義務(本人への告知義務)をそちらにしない場合の措置(措置)が規定されていること、のいずれかが必要との趣旨の発言があったことである。そもそもこの趣旨は本人の同意からの、当該事務の特殊性も踏まえた検討が必要であるのではない。</p> <p>これらの点について、関係府庁において早急に検討いただきたい。</p>	
<p>半島復興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島復興法の一部改正に伴う半島復興計画作成時期の決定について」(平成27年4月「自民」))に基づき作成していることから、計画は国の半島復興案と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山形復興基本方針と同様に国の同意を確保し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が成立できない場合であっても、計画案の修正・通知等はその都度関係府内各課との意見調整や市町村への事前協議が必要であることから、一次から三次まで計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>現行法における事前協議の趣旨については理解するが、(2)の半島復興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				
<p>半島復興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島復興法の一部改正に伴う半島復興計画作成時期の決定について」(平成27年4月「自民」))に基づき作成していることから、計画は国の半島復興案と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山形復興基本方針と同様に国の同意を確保し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が成立できない場合であっても、計画案の修正・通知等はその都度関係府内各課との意見調整や市町村への事前協議が必要であることから、一次から三次まで計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>現行法における事前協議の趣旨については理解するが、(2)の半島復興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				
<p>平成24年から25年の離島復興計画の作成スケジュールでは、国の離島復興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島復興計画に盛り込む事項等は整理しており、計画は離島復興基本方針に準ずる内容で決定している。</p> <p>また、国への事前提出していた修正意見は語句等の修正や削除にとどまり、計画案の基本的な内容や修正する必要があるものではなかったと判断される。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島復興計画案の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係府内各課及び関係市町村への意見調整が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の届出からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期間の決定を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>事前提出に係る事前協議の趣旨については理解するが、(2)の離島復興計画策定時は事前提出から協議終了まで約7ヶ月を要していたこと、また、その間の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
平成24年から25年の難鳥養育計画の作成スケジュールでは、県の難鳥養育基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により難鳥養育計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は難鳥養育基本方針に適合する内容で策定している。また、国への事前提出は現時点では有効期限の届期に達してきており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。地方自治体による難鳥養育の取組から、難鳥養育計画案の事前提出の是非を求める。なお、任意で行われ、計画作成時期は国からの事前提出案の届期から約3ヶ月を要していること、また、その後の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務的対応に向けて引き続き検討を願いたい。						
二指議のとおり、空家法に規定する「特定空家等」に対する措置については、「特定空家等に対する措置」に関する適切な効果を得るための必要な指針(ガイドライン)」において、不利益処分である命令に至るまでには慎重な手続きを踏む必要があると定められており、是と雖も、目的が同様の市町村における空家等の適正な管理に関する条項において、適切な管理が行われていない空家等に対する措置として、助言又は指導、勧告、命令の三段階ではなく、罰金は罰則又は指導、勧告を前置せずに命令を行うことを規定する措置、上記のように措置を前置することとした法の趣旨に反することとなるため、当該条項の命令に関する規定は無効になると解される、と示されている。一方、これに抵触しない程度で等価的な措置については、条例にて定めた場合有効であるとのご見解であるが、所定の手続きを経て実施する措置(最終的には行政代執行)によらず、この対応措置として国からの指針について、どの程度の措置でなら空家法に抵触しないか等、通知やガイドライン等で明確にされたい。				【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
空家法における空家等の定義に「鳥害等の一部の空家等」が含まれていないため、現実には支障が生じていることから空家等の定義の見直しを提案している。すなわち、鳥害の住戸のうち、使用がなされていないことが常態となっている一部の住戸が保安上危険となるおそれのある状態や衛生上有害となるおそれのある状態となる場合でも、その住戸に対して、固定資産税情報等の利用、補修等の助成執行、税制上の措置ができない。また、貴省からの回答にあるように、多くの自治体が条例を定めているが、条例では上記の措置が講じられず、空き家対策への効果が限定的となるため法改正を求める。				【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
本提案は、空家法上「空家等」の定義には建築物の敷地も含まれていることから、罰法に基づく略式代執行の際に、敷地を明け渡すこと、相続財産管理人制度における公庫の手続きを行うことできないかというものである。相続財産管理人制度の手続きの代用が困難であれば、略式代執行後の跡地の所有権を持つ者を市町村長が指定できない場合は、市町村長から届出することで、相続者の請求により利害関係人を立てるなど、市町村に負担とならない手続について検討していただきたい。		【八尾市】「銀行では、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の期間と費用が発生すること、相続の開始から遺産への帰属までの期間が長期に及ぶこと等から迅速な対応の支援」としている。所有権不存在となった相続財産の簡易的帰属手続を確立することとの記載についての説明がない。民法959条の簡庫帰属に関する規定について、相続人不在の物件について、一定の要件のもとで、地方公共団体に帰属させる等の新たな制度の確立を構築してもよいのではないかと。		【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
災害は、常に様々な種相を醸成するため、迅速な災害対応を促す観点から緊急通行権等の事前届出制の見直しが必要に迫られていること、二指議したとき、異なる災害対策法制の両立(第三制)と併せて、今後、ご検討をお願いしたい。				【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。		